

○ 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年九月二十日大蔵省令第四十号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百二十一条に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合</p> <p>二 十三（略）</p>	<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 端株（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十条ノ二第一項に規定する端株をいう。）又は単位未滿株式（商法等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十四号）附則第十八条に規定する単位未滿株式をいう。）のみに係る株券の買付け又は売付けをした場合</p> <p>二 十三（略）</p>